

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
 新旧対照条文

◎ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の作成）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第七十条第二項の規定に基づき作成する計画についての第一項の規定の適用については、同項第二号及び第三号中「又は知的障害者」とあるのは、「知的障害者又は法第六十九条に規定する精神障害者」とする。</p> | <p>（身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の作成）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第七十条第二項（法第七十二条の六において準用する場合を含む。）又は法第七十二条の三第二項の規定に基づき作成する計画についての第一項の規定の適用については、同項第二号中「及びそのうちの身体障害者又は知的障害者」とあるのは「並びに当該職員のうちの子供が身体障害者、知的障害者又は法第七十二条の二に規定する精神障害者（以下この号及び次号において「精神障害者」という。）及び採用を予定する重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である法第三十八条第一項に規定する短時間勤務職員（次号において「短時間勤務職員」という。）と、同項第三号中「及びそのうちの身体障害者又は知的障害者」とあるのは「並びに当該職員のうちの子供が身体障害者、知的障害者又は精神障害者及び当該計画の終期及び各会計年度末において見込まれる重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間勤務職員」とする。</p> |

(法第三十八條第四項の政令で定める数)

第五條 法第三十八條第四項の政令で定める数は、二人とする。

(法第四十三條第四項及び第四十五條の二第五項の政令で定める数)

第十條 法第四十三條第四項及び第四十五條の二第五項(法第四十五條の三第六項、第四十六條第二項、第五十條第四項、第五十四條第五項、第五十五條第三項及び第七十四條の二第十項並びに法附則第四條第八項において準用する場合を含む。)の政令で定める数は、二人とする。

(法第四十三條第六項の政令で定める法人等)

第十條の二 法第四十三條第六項の政令で定める法人は、別表第二のとおりとする。

2 法第四十三條第六項の政令で定める障害者雇用率は、百分の二・一とする。

附則

1 (略)

(除外率設定機関)

2 法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される法第三十八條第一項に規定する政令で定める機関(以下「除外率設定機関」という。)は、国及び地方公共団体の機関のうち、基準日現在において職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。))に常時勤務する職員であつて、別表第一に定める職員以外のものに限る。以下同じ。)の総数に対する別表第三に定める職員の総数の割合(以下「基準割合」という。)が百分の二十

(法第三十八條第二項の政令で定める数)

第五條 法第三十八條第二項の政令で定める数は、二人とする。

(法第四十三條第三項及び第四十五條の二第四項の政令で定める数)

第十條 法第四十三條第三項及び第四十五條の二第四項(法第四十五條の三第五項、第四十六條第二項、第五十條第三項、第五十四條第四項及び第五十五條第三項並びに法附則第四條第八項において準用する場合を含む。)の政令で定める数は、二人とする。

(法第四十三條第四項の政令で定める法人等)

第十條の二 法第四十三條第四項の政令で定める法人は、別表第二のとおりとする。

2 法第四十三條第四項の政令で定める障害者雇用率は、百分の二・一とする。

附則

1 (略)

(除外率設定機関)

2 法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される法第三十八條第一項に規定する政令で定める機関(以下「除外率設定機関」という。)は、国及び地方公共団体の機関のうち、基準日現在において職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。))に常時勤務する職員(一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、法第四十三條第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時

五以上であるものとする。

3 (略)

4 附則第二項の職員の総数の算定に当たっては、法第三十八条第二項に規定する短時間勤務職員は、その一人をもつて、同項の厚生労働省令で定める数の職員に相当するものとみなす。

5・6 |

7 | 平成十六年度（次項の規定により基準日が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の翌年度）以降の各年度において、当該年度の六月一日を基準日として附則第二項及び第五項を適用することとならば、除外率設定機関以外の機関が除外率設定機関に該当することとなり、かつ、その除外率が百分の十以上となるときは、同日以後、附則第三項の規定にかかわらず、同日を基準日として附則第二項及び第五項の規定を適用するものとする。

8 | 10 | (略)

別表第四（附則第五項関係）

| 基準割合 | 除外率 |
|-----------------|--------|
| 百分の九十五以上 | 百分の七十五 |
| 百分の九十以上百分の九十五未満 | 百分の七十 |

勤務する職員を除く。）であつて、別表第一に定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の総数に対する別表第三に定める職員の総数の割合（以下「基準割合」という。）が百分の十五以上であるものとする。

3 (略)

4 | 5 | (略)

6 | 平成十六年度（次項の規定により基準日が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の翌年度）以降の各年度において、当該年度の六月一日を基準日として附則第二項及び第四項を適用することとならば、除外率設定機関以外の機関が除外率設定機関に該当することとなり、かつ、その除外率が百分の十以上となるときは、同日以後、附則第三項の規定にかかわらず、同日を基準日として附則第二項及び第四項の規定を適用するものとする。

7 | 9 | (略)

別表第四（附則第四項関係）

| 基準割合 | 除外率 |
|-----------------|--------|
| 百分の九十五以上 | 百分の八十五 |
| 百分の九十以上百分の九十五未満 | 百分の八十 |

| | |
|-----------------|--------|
| 百分の八十五以上百分の九十未満 | 百分の六十 |
| 百分の八十以上百分の八十五未満 | 百分の六十 |
| 百分の七十五以上百分の八十未満 | 百分の五十五 |
| 百分の七十以上百分の七十五未満 | 百分の五十 |
| 百分の六十五以上百分の七十未満 | 百分の四十五 |
| 百分の六十以上百分の六十五未満 | 百分の四十 |
| 百分の五十五以上百分の六十未満 | 百分の三十五 |
| 百分の五十以上百分の五十五未満 | 百分の三十 |
| 百分の四十五以上百分の五十未満 | 百分の二十五 |
| 百分の四十以上百分の四十五未満 | 百分の二十 |
| 百分の三十五以上百分の四十未満 | 百分の十五 |
| 百分の三十以上百分の三十五未満 | 百分の十 |
| 百分の二十五以上百分の三十未満 | 百分の五 |

| | |
|-----------------|--------|
| 百分の八十五以上百分の九十未満 | 百分の七十五 |
| 百分の八十以上百分の八十五未満 | 百分の七十 |
| 百分の七十五以上百分の八十未満 | 百分の六十五 |
| 百分の七十以上百分の七十五未満 | 百分の六十 |
| 百分の六十五以上百分の七十未満 | 百分の五十五 |
| 百分の六十以上百分の六十五未満 | 百分の五十 |
| 百分の五十五以上百分の六十未満 | 百分の四十五 |
| 百分の五十以上百分の五十五未満 | 百分の四十 |
| 百分の四十五以上百分の五十未満 | 百分の三十五 |
| 百分の四十以上百分の四十五未満 | 百分の三十 |
| 百分の三十五以上百分の四十未満 | 百分の二十五 |
| 百分の三十以上百分の三十五未満 | 百分の二十 |
| 百分の二十五以上百分の三十未満 | 百分の十五 |

